

## 京信「シニアライフローン」

(2023年10月10日現在)

商品名	京信「シニアライフローン」
ご利用いただける方	<ul style="list-style-type: none"> <li>・当金庫の営業地域内に居住または勤務している方</li> <li>・お申込時年齢が満60歳以上で、最終ご返済時の年齢が満80歳以下の方</li> <li>・国民年金、厚生年金、各種共済年金の公的年金を受給中の方で、当金庫に年金受取口座を指定頂いている方、または当金庫に同年金の年金受取口座を指定するお手続きをされている方</li> <li>・年金担保借入がない方</li> <li>・当金庫の指定する保証会社の保証を受けられる方</li> <li>・当金庫の定める融資基準を満たしている方</li> </ul>
お使いみち	<p>・リフォーム(増改築・修繕)資金、自動車購入資金、旅行費用のほか、健康で文化的な生活を営む為に必要な資金で次のいずれかに該当するもの。</p> <p>①申込人様、または申込人様のご家族(配偶者、直系尊属(配偶者の直系尊属を含む)、子、孫、兄弟)が必要とする資金。</p> <p>②申込人様本人が①を用途として当金庫からお借入された一般社団法人しんきん保証基金保証付個人ローン(カードローン切替プランを除く。)の借換資金。ただし、①と合わせた申込に限ります。</p> <p>※領収書原本を確認できる場合は、申込日時点で支払後1カ月以内のお支払済資金についてもご融資対象といたします。</p> <p>※事業性資金、株式取得資金、投機資金、税金支払資金(当金庫を窓口として納付される相続税・贈与税は除きます。)、転貸資金、他社ローン借換え資金、資金用途不明資金、その他当金庫が不相当と判断する資金にはご利用いただけません。</p> <p><b>※資金用途確認資料(見積書、請求書、注文書、契約書等)をご提出いただき、お使いみち及びお申込金額を確認させていただきます。</b></p>
ご融資金額	100万円以内(1万円単位)
ご融資期間	<p>・3カ月以上10年以内(1カ月単位、元金据置期間含む。)</p> <p>※お申出により、お借入当初の元金返済を最長6カ月据え置き取扱いも可能です。</p>
ご融資利率 (通常金利)	<p>変動金利です。通常金利は、当金庫の「個人ローン標準金利」を基準として決定します。</p> <p>※金利につきましては、窓口までお問い合わせください。</p>
ご融資利率の見直し	<p>ご融資利率は、原則、年2回、4月1日と10月1日現在の「個人ローン標準金利」を基準に見直しを行います。新しい金利は、6月または12月の約定返済日の翌日から適用します。</p>

ご返済方法	<p>隔月元利均等返済方式(注)</p> <p>※ボーナス併用返済はご利用いただけません。</p> <p>※元金据置期間中は、利息のみの返済となります。</p> <p>(注)隔月元利均等返済とは、偶数月に決まった金額(元金+利息)をお支払いいただく方式です。年金受給月に合わせたご返済ですので、安心してお借入いただけます。</p>
ご返済日	偶数月15日(休日の場合は翌営業日)
保証人及び担保	<p>原則、担保・保証人は不要です。</p> <p>※当金庫指定の保証会社の保証をご利用いただきます。</p> <p>※保証料は融資利率に含まれています。</p>
手数料	不要です。
ご返済試算額	店頭にお申し出いただければ、ご返済額を試算いたします。
お申込時にご用意いただく書類	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ご本人確認書類(運転免許証、マイナンバーカード、健康保険証、等)</li> <li>・年金証書もしくは年金受給額の確認できる書類(年金裁定通知書・年金額改定通知書・年金振込通知書)</li> <li>・資金使途確認資料(見積書、請求書、注文書、契約書等)</li> </ul>
苦情処理措置・紛争解決措置	<ul style="list-style-type: none"> <li>・苦情処理措置 本商品の苦情等は、当金庫営業日に、お客様相談室(9時～17時、電話075-211-2111)にお申し出ください。</li> <li>・紛争解決措置 紛争解決においては、上記お客様相談室、また全国しんきん相談所(9時～17時、電話03-3517-5825)をはじめとする他の機関でも受け付けています。お申出により京都弁護士会紛争解決センター(電話075-231-2378)等で紛争の解決を図ることもできます。また、各弁護士会紛争解決センター等に直接お申し立ていただくことも可能です。 なお、東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会の各弁護士会は、東京都以外の各地のお客様にもご利用いただけます。その際には、当該地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法(現地調停)、当該地域の弁護士会に紛争を移管し、解決する方法(移管調停)もあります。 ホームページでも公表しています。詳細については窓口までお問い合わせください。</li> </ul>
その他参考となる事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本商品はお取引希望店舗にてお申込を受付いたします。(インターネット申込はできません。)</li> <li>・お借入金の全額繰上返済を希望される場合は、お取引店舗にてお手続きを承ります。</li> <li>・お借入金の一部繰上返済は受付できませんので、あらかじめご了承ください。</li> <li>・今回のお申込により当金庫からのお借入総額(一部の借入金を除く)が700万円を超える場合、当金庫の出資会員となっていただく必要があります。その際、別途出資金が必要となります。</li> <li>・お申込いただきましても、審査の結果ご希望に添いかねることもございますので、あらかじめご了承ください。</li> </ul>